

通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る  
緊急対策に関するワーキングチーム（第2回） 議事録

1 日時

令和4年6月28日（火）午前11時00分～午前11時15分

2 場所

永田町合同庁舎 第1共用会議室

3 出席者

若宮 内閣府特命担当大臣  
笹川 内閣府政策統括官（政策調整担当）  
楠 警察庁交通局長  
藤原 文部科学省総合教育政策局長  
瓦林 国土交通省総合政策局長  
佐々木 国土交通省道路局次長  
野津 国土交通省自動車局次長  
野村 厚生労働省大臣官房審議官（子ども家庭局担当）

4 議事内容

【笹川内閣府政策統括官（政策調整担当）】

ただ今から、「第2回通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策に関するワーキングチーム」を開催いたします。

本日は、中央交通安全対策会議交通対策本部長である若宮健嗣内閣府特命担当大臣にも御出席いただいております。大臣よろしくお願いたします。

昨年8月の第2回関係閣僚会議において決定した「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」について、同年12月の第3回関係閣僚会議及び第1回ワーキングチームにおいて、緊急対策の1回目のフォローアップ報告を行ったところです。

本日は、この緊急対策に基づく主な施策の2回目のフォローアップをワーキングチーム構成員の皆様から御報告していただきます。

まず、全体の概要については私から説明させていただきます。その後、構成員の皆様から、それぞれの省庁から御提出いただいた資料に基づきまして説明をお願いいたします。

それでは、資料1、全体版に基づき、内閣府から緊急対策の進捗状況について説明します。

まず、1ページ目の「1 通学路等における交通安全の確保」についてです。本年3

月、通学路の合同点検で抽出した対策必要箇所については、全国で7万6,404箇所と確定数が出ましたが、この対策必要箇所に対して、対策が完了した箇所は4万5,057箇所であり、割合では、59%となっております。

また、学校・教育委員会の対策完了箇所は3万5,558箇所、割合にして89.0%、道路管理者の対策完了箇所は1万6,815箇所、割合にして42.4%、警察の対策完了箇所は1万1,345箇所、割合にして66.8%となっております。

対策完了に向けて、各省庁・自治体では、令和3年度補正予算、令和4年度予算を確保し、それぞれ推進しているところであり、特に、国土交通省にあっては、通学路合同点検に基づき、道路管理者による計画的、かつ、集中的な支援が可能となる「交通安全対策補助制度」を創設しており、令和4年度に国費500億を確保しているところです。

通学路等における速度規制の実効性を確保する対策では、可搬式速度違反自動取締装置の整備数が全国で117台整備と確実に増加しており、また、その運用回数も前年比でプラス3,211回と増加しております。

交通安全教育・指導取締りでは、令和4年春の全国交通安全運動において、警察において全国一斉取締りを実施しています。安全教育の面では、小学校新1年生向けのリーフレットを全国の全小学校に配布しています。

続いて、2ページ目をご覧ください。

「2. 飲酒運転の根絶」についてです。

情報公開による安全運転管理者の選任を促進することについては、全ての都道府県警察のホームページで選任状況を掲載しています。

また、安全運転管理者の業務として、運転前後におけるアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を新たに義務付けるため、道路交通法施行規則を改正しており、令和4年4月から順次施行しているところです。

さらに、先般の通常国会にて成立した改正道路交通法により、安全運転管理者の選任義務違反等に対する罰則が引き上げられました。

飲酒運転等の根絶に向けた取締りでは、令和3年中の酒酔い、酒気帯び運転の検挙件数は前年比マイナスではありますが、飲酒運転による死亡事故及び重傷事故はともに減少しているところです。

3ページ目以降は、ただいまの説明の詳細を掲載していますのでご覧いただければと思います。

以上で全体の説明を終わります。

次に、文部科学省から説明をお願いします。

**【藤原文部科学省総合教育政策局長】**

「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」に基づく、文部科学省における取組状況についてご説明いたします。

文部科学省では、通学路における合同点検により教育委員会・学校による対策が必要とされた3万9,943箇所について、令和4年3月末時点で3万5,558箇所について安全教育や見守り活動、通学路の変更などの必要な対策が講じられた旨の報告を受けています。

その内訳として、安全教育の実施は3万2,919箇所中3万332箇所、ボランティア等による見守り活動の実施は9,367箇所中8,326箇所、通学路の変更は1,276箇所中829箇所が実施済となっています。

文部科学省としましては、従前より、安全教育の取組を推進するためのモデル事業の実施、全小学校新一年生に向けた、交通安全等に関する注意事項をクイズ形式で学べるリーフレットの配布、警察や保護者、PTA等との連携したスクールガード・リーダーの配置や見守り活動の推進等を行っており、引き続きしっかりと取り組んで参ります。

このほか、昨年度は重大な事故が発生した八街市に、事故現場を通るスクールバスの運行を含めた通学路の安全確保方策の調査研究を実施しスクールバスの運行によるメリットや課題等を把握しましたが、今年度も引き続き、全国の様々な環境におけるスクールバスの活用状況等に関する調査研究を進めているところです。

通学時の安全の確保については、学校だけでなく、保護者や道路管理者・警察等の関係機関、自治体、地域の関係団体等との連携により実施することが重要だと考えています。

今後も引き続き、関係省庁と連携しながら、地域の特性や必要性に応じた対策を講じてまいります。

#### 【笹川内閣府政策統括官（政策調整担当）】

次に、警察庁から説明をお願いします。

#### 【楠警察庁交通局長】

警察の取組状況について御説明いたします。

まず、「道路交通環境の整備の推進」については、令和4年3月末現在、警察による対策は、現在66.8%の箇所で完了しております。

具体的には、「安全・安心な歩行空間の整備」のため、信号機や横断歩道の整備を行うとともに、速度規制や登下校時間帯に限った車両通行止め等の「きめ細かな交通規制の実施」により、子供の安全な通行の確保を図っております。

次に、「指導取締りの推進」については、幅員が狭い道路でも活用できる可搬式速度違反自動取締装置の整備を推進しているところであり、令和4年3月末現在、全国で117台を整備し、通学路等における速度規制の実効性を確保するため、効果的な速度違反取締りを行っております。

特に、春の全国交通安全運動期間中には、昨年秋に続き、通学路における全国一斉取締りを行い、警察官約1万5,600人を動員して約1万5,200件の交通違反を検挙しました。

次に、「交通安全教育の実施」については、運転者に対しては、歩行者等の保護意識の向上を図るための交通安全教育を、歩行者に対しては、横断する意思を明確に伝えるなど自らの安全を守るための交通安全教育を、それぞれ実施しているところです。

なお、安全運転管理者の業務として、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を義務化することについては、本年10月1日の施行を予定しておりましたが、半導体不足の影響によってアルコール検知器が品薄になっている旨が報じられており、現在、その実態把握に努めるなど、制度の円滑な施行に向けて、延期の可能性も含め、様々な観点から検討しているところです。

今後とも引き続き、関係機関・団体等と連携しながら、地域の実情に応じた効果的な対策を速やかに実施し、通学路等における交通安全の確保を図ってまいります。

**【笹川内閣府政策統括官（政策調整担当）】**

次に、国土交通省から説明をお願いします。

**【佐々木国土交通省道路局次長】**

国土交通省道路局から、道路管理者が実施する交通安全対策について、ご報告いたします。

道路管理者が実施する対策が必要な箇所は、令和3年度末時点で約4万箇所となっており、そのうち約4割にあたる1万6,815箇所に対策が完了しております。

主な対策内容ごとに見ると、歩道の整備や交差点改良等の、用地買収が必要な事業や地元調整に時間を要する事業など、完成までに一定の時間がかかる対策につきましては、令和3年度末時点で約14%に当たる約1,000箇所の対策が完了しております。

また、防護柵や挟さくの設置等については、約3割に当たる約800箇所、区画線の設置やカラー舗装など、より短期的に実施可能な対策については約5割に当たる約1万2,500箇所に対策が完了するなど、対策を強力に進めているところです。

引き続き、令和4年度に創設した個別補助制度などを活用し、各道路管理者である地方自治体の取組が進むよう支援を行い、早期の対策完了に取り組んでまいります。

**【笹川内閣府政策統括官（政策調整担当）】**

次に、厚生労働省から説明をお願いします。

**【野村厚生労働省大臣官房審議官（子ども家庭局担当）】**

厚生労働省からご報告いたします。

「緊急対策」に基づく対応として、厚生労働省では、放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全確保を図るため、来所・帰宅経路のうち、通学路と重ならない部分について安全点検を実施し、全国で約5,800箇所の危険箇所を抽出いたしました。

そうした危険箇所については、各市町村・クラブにおいて、「利用児童や保護者に対する注意喚起」、「職員等の見守り」、「看板の設置」など、放課後児童クラブの関係者において実施できる対策が進められているところです。

そうした対策に加えて、今後は、道路管理者や警察等とも連携した対策も円滑に進むよう、各市町村の「通学路の安全確保に向けた推進体制」に、放課後児童クラブ担当部局等が参画していくことが重要と考えております。

現状としては、約4分の1の市町村で放課後児童クラブ担当部局等の参画が見られているところですが、文部科学省、国土交通省、警察庁とも連携させていただきながら、全国の自治体に対し、参画について積極的に検討するよう依頼したところです。

子どもの命を守るため、引き続き、関係省庁とともに、「緊急対策」に基づく放課後児童クラブの来所・帰宅時の安全確保等について、全力で取り組んでまいります。

#### 【笹川内閣府政策統括官（政策調整担当）】

御説明ありがとうございました。

それでは、若宮大臣から御発言をいただきます。

ここでマスコミが入室します。

（プレス入室）

#### 【若宮内閣府特命担当大臣】

本日、6月28日は、千葉県八街市における交通事故の発生からちょうど1年になります。改めて、事故でお亡くなりになった方の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様方に心からお悔やみ申し上げます。

昨年8月に決定した「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」の本年3月末現在の進捗について報告があり、通学路の合同点検については、対策必要箇所7万6,404箇所のうち、4万5,057箇所、割合にして59%の対策が完了したとの報告がありました。

一方で、対策が未実施であるところが約4割残っており、これらの箇所のうち、速やかに対策実施が可能なものは、令和5年度末を待たずとも速やかに進めていただきたいと思います。

また、事業に一定の期間を要する対策については、遅れが生じないように、計画的に進めていただくようお願いします。

痛ましい交通事故を防止し、未来のある子供のかけがえのない命を守るべく、引き続き、政府一丸となって、各種取組を迅速かつ、着実に進めていくようお願いします。

【笹川内閣府政策統括官（政策調整担当）】

ありがとうございました。

ここでマスコミの方は退席願います。

（プレス退室）

【笹川内閣府政策統括官（政策調整担当）】

御質問、御発言はございますでしょうか。

【若宮内閣府特命担当大臣】

安全運転管理者の業務としてアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を義務化する規定の施行を、延期の可能性も含めて検討しているということでしたが、現状はいかがでしょうか。

【楠警察庁交通局長】

アルコール検知器の製造を行っている事業者団体から、半導体不足等の影響により、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認の義務化について延期を行うよう要望が寄せられているほか、警察庁においても、安全運転管理者等講習時にアルコール検知器の入手状況等についてアンケートを行うなど実態把握に努めているところです。

いずれにせよ、制度の円滑な施行のためには、事業者にアルコール検知器を用意していただく必要があることから、状況を十分に見極めた上で判断してまいります。

【若宮内閣府特命担当大臣】

承知致しました。

【笹川内閣府政策統括官（政策調整担当）】

以上で、第2回ワーキングチームを終わります。

以 上